◎ 相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設等

【法令名】

民法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年4月28日 号外第97号 5ページ
【法令番号】	令和 3 年 4 月 28 日 法律第 24 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
	※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	【民法の一部改正関係】
	1 相隣関係
	隣地の使用及び竹木の枝の切除等に関する規定を改めるとともに、継続的給付を受けるための設備の設置権等に関する規定
	を設けることとした。(第 209 条、第 213 条の 2、第 213 条の 3 及び第 233 条関係)
	2 共有
	共有物の使用、変更及び管理並びに裁判による共有物の分割等に関する規定を改めるとともに、共有物の管理者、所在等不
	明共有者の持分の取得及び所在等不明共有者の持分の譲渡に関する規定を設けることとした。
	(第 249 条、第 251 条~第 252 条の 2、第 258 条、第 258 条の 2、第 262 条の 2、第 262 条の 3 及び第 264 条関係)
	3 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令
	所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令並びに所有者不明土地管理人等の権限等に関する規定を設けることと
	した。(第 264 条の 2~第 264 条の 8 関係)
	4 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令
	管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令並びに管理不全土地管理人等の権限等に関する規定を設けることとした。
	(第 264 条の 9~第 264 条の 14 関係)
	5 相続
	相続財産の保存、相続の放棄をした者による管理及び相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の清算等に関

する規定を改めるとともに、期間経過後の遺産の分割における相続分に関する規定を設けることとした。

(第897条の2、第898条、第904条の3、第907条、第908条、第918条、第926条、第936条、第940条及び第952条~第958条の2関係)

【不動産登記法の一部改正関係】

1 相続等による所有権の移転の登記の申請

相続等による所有権の移転の登記の申請を義務付けるとともに、正当な理由なく義務に違反した者に対する過料の罰則を設けることとした。(第76条の2及び第164条第1項関係)

2 相続人である旨の申出等

相続等による登記申請義務を負う者は、登記官に対し自らが所有権の登記名義人の相続人である旨等を申し出ることによりその義務を履行することができることとし、申出を受けた登記官が職権でその者の氏名、住所等を所有権の登記に付記することができることとした。(第76条の3関係)

- 3 所有権の登記名義人についての符号の表示
 - 登記官は、所有権の登記名義人が権利能力を有しないこととなったと認めるべき場合には、職権で、当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができることとした。(第76条の4関係)
- 4 所有権の登記名義人の氏名、住所等の変更の登記の申請 所有権の登記名義人の氏名、住所等の変更の登記の申請を義務付けるとともに、正当な理由なくその義務に違反した者に対 する過料の罰則を設けることとした。(第76条の5及び第164条第2項関係)
- 5 職権による氏名、住所等の変更の登記 登記官が所有権の登記名義人の氏名、住所等について変更があったと認めるべき場合に職権でその変更の登記をすることが できることとした。(第76条の6関係)
- 6 所有不動産記録証明書の交付等

何人も自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項を証明した書面の交付 を請求することができることとするとともに、相続人等が被承継人に係る当該書面の交付を請求することができることとした。

(第 119 条の 2 関係)

7 その他の改正

登記権利者単独での申請、所有権の登記の登記事項、住所に代わる事項の証明書への記載、登記簿の附属書類の閲覧及び情報の提供の求めに関する規定の整備をすることとした。

(第63条第3項、第69条の2、第70条第2項、第70条の2、第73条の2、第119条第6項、第121条第3項及び第4項並びに第151条関係)

【非訟事件手続法の一部改正関係】

民法の共有に関する規定等の改正に伴う裁判手続に関する規定の整備をすることとした。(第85条~第92条関係)

【家事事件手続法の一部改正関係】

不在者の財産の管理に関する処分の審判事件における供託等の規定を設けるとともに、民法の相続に関する規定の改正に伴う裁判手続に関する規定の整備をすることとした。

(第3条の11、第82条、第83条、第146条~第147条、第190条の2、第199条、第201条、第203条~第208条、第273条、別表第1及び別表第2関係)

【その他】

この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるとともに、関係法律の規定の整備等をすることとした。

(附則第2条~第34条関係)

【改正される法令】

- 民法 (明治 29 年法律第 89 号)
- •不動産登記法(平成16年法律第123号)
- ・非訟事件手続法(平成23年法律第51号)
- ·家事事件手続法(平成23年法律第52号)
- ・外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治31年法律第14号)
- 抵当証券法 (昭和6年法律第15号)
- ・大麻取締法 (昭和23年法律第124号)

- ・相続税法(昭和25年法律第73号)
- •租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
- 質屋営業法(昭和25年法律第158号)
- 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)
- 特許法 (昭和 34 年法律第 121 号)
- ・建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)
- 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号)
- ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和53年法律第81号)
- ・民事訴訟法 (平成8年法律第109号)
- 破産法 (平成 16 年法律第 75 号)
- ・有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)
- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)
- ・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)